

平成30年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 29 日 )  
( 第 16 号 )



平成30年

# 三重県議会定例会会議録

## 第16号

○平成30年6月29日（金曜日）

---

### 議事日程（第16号）

平成30年6月29日（金）午前10時開議

- 第1 議案第121号から議案第130号まで  
〔委員長報告、採決〕
- 第2 請願の件  
〔討論、採決〕
- 第3 意見書案第3号〔討論、採決〕
- 第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第5 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第6 議提議案第6号  
〔提案説明、採決〕
- 第7 特別委員会廃止の件
- 第8 議案第131号から議案第133号まで  
〔提案説明、採決〕
- 第9 検討会設置の件
- 第10 議員派遣の件

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第121号から議案第130号まで
- 日程第2 請願の件
- 日程第3 意見書案第3号

- 日程第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件  
 日程第5 特別委員会の調査事項に関する報告の件  
 日程第6 議提議案第6号  
 日程第7 特別委員会廃止の件  
 日程第8 議案第131号から議案第133号まで  
 日程第9 検討会設置の件  
 日程第10 議員派遣の件

---

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	濱井	初男
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公之

19	番	大久保	孝	栄
20	番	東		豊
21	番	山内	道	明
22	番	吉川		新
23	番	津村		衛
24	番	杉本	熊	野
25	番	藤田	宜	三
26	番	後藤	健	一
27	番	小林	正	人
28	番	服部	富	男
29	番	津田	健	児
30	番	中嶋	年	規
31	番	村林		聡
32	番	長田	隆	尚
33	番	奥野	英	介
34	番	今井	智	広
35	番	日沖	正	信
36	番	前田	剛	志
37	番	舟橋	裕	幸
38	番	三谷	哲	央
39	番	中村	進	一
40	番	青木	謙	順
41	番	中森	博	文
43	番	前野	和	美
44	番	水谷		隆
45	番	山本		勝
46	番	山本	教	和
47	番	山西	信	行

48 番	中 川 正 美
49 番	舘 直 人
(42 番	欠 番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤 史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	福 永 和 伸
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	鈴 木 伸 幸
農林水産部長	岡 村 昌 和
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己

環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	長谷川 耕 一
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員長	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員	戸 神 範 雄
人事委員会事務局長	山 口 武 美
選挙管理委員会委員	中 西 正 洋
労働委員会事務局長	永 田 慎 吾

---

午前10時0分開議

**開 議**

○議長（前田剛志） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第3号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第131号から議案第133号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

### 環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
121	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
127	工事請負契約の変更について（桑名市五反田事案恒久対策（分-3）工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年6月21日

三重県議会議長 前田 剛志 様

環境生活農林水産常任委員長 廣 耕太郎

---

### 医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
125	医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決

定した。

よって、ここに報告する。

平成30年 6月19日

三重県議会議長 前田 剛志 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 野口 正

---

### 防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
128	工事請負契約の変更について（一般県道湯の山温泉線湯の山大橋（仮称）上部工工事）
129	工事請負契約の変更について（一般国道 25 号（五月橋）橋梁上部工工事）
130	県道の路線廃止について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年 6月22日

三重県議会議長 前田 剛志 様

防災県土整備企業常任委員長 小島 智子

---

### 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
122	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
123	三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案
124	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案

126	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例案
-----	----------------------------------

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年6月27日

三重県議会議長 前田 剛志 様

予算決算常任委員長 津村 衛

請 願 審 査 結 果 報 告 書

( 新 規 分 )

総務地域連携常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請 47	次期改選までの削減を見据えた議員定数の見直しに係る検討を求めることについて	四日市市中町10番5号 小林 博次 ほか2名	田 中 祐 治 野 口 正 人 小 林 正 人 津 田 健 児	採択

意見書案第3号

ヘルプマーク等の更なる普及の推進を求める意見書案  
上記提出する。

平成30年6月21日

提 出 者

山 本 里 香  
岡 野 恵 美  
倉 本 崇 弘  
稲 森 稔 尚  
野 村 保 夫

小 島 智 子  
田 中 祐 治  
大久保 孝 栄  
山 内 道 明  
長 田 隆 尚  
今 井 智 広  
西 場 信 行

### ヘルプマーク等の更なる普及の推進を求める意見書案

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、東京都が平成 24 年に作成・配布したのをきっかけに、多くの自治体で、その導入の開始・検討がなされている。特に昨年 7 月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として追加され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民に周知し、思いやりのある行動を更に進めていくことが重要となる。

しかしながら、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって、本県議会は、政府において、「心のバリアフリー」であるヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及の推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

## 記

- 1 「心のバリアフリー」の推進に関する事業など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードに関する情報提供や理解促進の取組に対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民への更なる情報提供や理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など自治体の区域をまたぐような公共交通機関では、自治体間等の連携に課題があり、ヘルプマークの活用が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図られるよう、国としての指針を示すこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛 志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

---

### 提出議案件名

議案第131号 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第132号 人事委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第133号 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて

---

### 委員長報告

○議長（前田剛志） 日程第1、議案第121号から議案第130号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長。

〔廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第121号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る6月19日及び21日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 野口 正医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔野口 正医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（野口 正） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第125号医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、去る6月19日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

認知症対策についてであります。

少子高齢化が進展する中、国において策定された新オレンジプランにおいて、認知症の予防法、診断法、治療法等の研究開発及びその成果の普及の推進は、七つある柱の一つとされたところであります。

三重県における認知症対策は、その多くが早期発見、早期治療という診断法、治療法に重点を置いたものとなっております。県当局におかれましては、今後、認知症予防法の研究開発に関する動向を注視するとともに、その成果の普及についても、積極的に取り組んでいただきますよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 小島智子防災県土整備企業常任委員長。

〔小島智子防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第128号工事請負契約の変更について（一般県道湯の山温泉線湯の山大橋（仮称）上部工事）ほか2件につきましては、去る6月22日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 津村 衛予算決算常任委員長。

〔津村 衛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（津村 衛） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第122号三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る6月20日及び22日に、該当の分科会で詳細な審査を行った後、6月27日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

議案第121号から議案第130号までの10件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の

報告どおり可決されました。

## 請 願 の 審 議

○議長（前田剛志） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（前田剛志） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。35番 日沖正信議員。

〔35番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○35番（日沖正信） 新政みえ、いなべ市・員弁郡選出の日沖正信でございます。議長よりお許しをいただきましたので、ただいまから請願第47号次期改選までの削減を見据えた定数の見直しに係る検討を求める請願書に対しまして、反対の立場で討論に参加させていただきます。

本県議会における議員の定数及び選挙区につきましては、三重県議会基本条例第6条の2に、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民の意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする」と定められており、不断の見直しを求めることについては、もちろん否定するものではありません。

しかし、本請願は、本年の2月定例会議において議論し、可決されました三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例と同じく、議員の定数及び選挙区

に係る条例改正を次期改選までに求めておられる趣旨のものでございます。

三重県議会会議規則の第16条では、一事不再議の原則について規定されており、議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときは、この限りではないとございます。

この原則は、同一会期中に、同一事件について何度も議決することは、議事の非効率化を招くとともに、審議の都度、異なる意思が存在する結果を生じることで、議会の意思が不明確となり、議会整理と議会意思の権威上好ましくないために規定されているものであります。今回の請願は、この一事不再議に当たる条例の検討を求めていると思われま。

あわせて、規則では例外として、突発的な災害などによって議決の前提が大きく変動したような場合など、議決後に客観的な事情の変更があれば、一事不再議の原則は適用しないことになっておりますけれども、請願書には、そのような事情変更の原則に当たるような事情は明記されておられません。

よって、一事不再議に当たるとされる条例の検討を求められている本請願には反対せざるを得ません。

また、来春の統一地方選挙まで9カ月と1年を切る中で、次期改選までに議員定数の見直しを検討するについては、県民への周知期間も含めると、余りにも短期間で無理があり、困難だと考えられることから、本請願に賛同することはできません。

この請願の提出者は、定数51条例に反対する有志議員の方々であり、市民、町民の声を代表してとお考えの上で提出されたことと存じます。

しかし、さきに議決された定数51条例が提案された理由は、特に南部を中心とした県民の声にあります。人口減少著しい地域だからこそ、県政に声を届けてくれる人が減るのは困る、南海トラフ地震など、一たび災害が起これば特に大きな被害が想定される南部地域において、パイプ役がいなくなっていくては困るなど、改めて多くの声を聞かせていただく中で、多数の議員が今一度考え直すことが必要との結論に至った結果、条例が成立したものと捉

えております。

県民の声を真摯に受けとめることは大切です。本請願にあるような声があることも承知しております。

しかし、それぞれの地域や選挙区の事情を鑑みつつ、異なる県民の声を集約し、できるだけ納得のいくものにした上で、かつ、丁寧にお知らせするためには、相応の時間が必要です。よって、次期改選を見据えての検討そのものに無理があると考えますことも述べさせていただき、この請願に反対をいたします。

以上のような理由により、請願第47号には反対とさせていただきます。議員各位におかれましては、これらの趣旨に御理解をいただき、御賛同いただくことをお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（前田剛志） 30番 中嶋年規議員。

〔30番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○30番（中嶋年規） 自由民主党県議団、志摩市選出の中嶋年規でございます。次期改選までの削減を見据えた議員定数の見直しに係る検討を求めることについてと題する請願第47号について、採択との委員会審査結果に賛成の立場から討論をさせていただきます。

請願の理由には、平成12年第1回定例会において議員定数を55から51へ削減したことから記述が始まっております。その際の附帯事項であります今後、市町村合併が進んだ場合には、その時点におきまして、状況を十分勘案し、また、国勢調査の結果等を踏まえ、さらに県議会議員定数の削減を行うことという内容にも言及をされております。

この平成12年の定数削減以来、本県議会では、平成18年2月の特別委員会委員長報告、平成21年12月の検討会議の結果報告において、定数を51のままとする結果を繰り返したところであります。

平成25年1月に設置された選挙区調査特別委員会では22回の議論、パブリックコメントを経て平成26年5月16日に、一票の格差の是正を図るため定数

45とする条例を大多数の賛同のもと可決。14年の歳月を経て附帯事項を実行したわけであります。

平成27年4月の改選を迎えました。

その後、新たに選挙区調査特別委員会が設置され、33回の議論を重ねるものの平成29年12月末にその議論に終止符を打つこととなりました。

ところが、定数45とする条例を一度も適用することなく、定数を51に戻すことなどを内容とする議員提出議案が本年3月5日、上程され、3月22日に僅差ながら賛成多数で可決されたところです。

これによりまして、来年4月に予定される一般選挙における議員の定数等は、平成26年5月の議決の前の状態に逆戻りしております。中には定数51に決めたじゃないかという議決責任の重さを問う声もあります。

しかし、県民から見れば、14年間を費やして、その4年後に行うと約束した議決と、それを覆す議決とが持つ責任は果たして同じでしょうか。似て異なる議決責任ではないかと思うところであります。

一度、県民の皆様が約束したことを反故にする議決責任の重要性を大上段に構えて主張されるのは、いつも議決責任を負わされている執行部の皆様にも、私は失礼ではないかと思うところであります。

この議決以降、県議会に対して多くの県民の声が寄せられ、そのほとんどが定数を増やしたことや議決責任を果たしていないことへの批判であります。今回の請願も、こうした県民の声を代表したものと受けとめます。

請願が指摘します定数51へ戻した議決の問題点は3点あります。

1点目は、一票の格差が1.66から2.93と3倍近くにまで拡大し、改悪をした点。

2点目は、平成12年3月の附帯事項から19年間放置され、さらに4年も先送りされること。

3点目は、財政が苦しい中、県議会による議員定数削減の不作为による機会費用の増大。これは県議会が議員定数を減らさないことによる機会費用の増大ということでございます。

これらの問題点の指摘は大変的を射ており、さらに県民への説明責任を果たしていないとの指摘はごもっともであります。

一方で、平成の大合併の平成18年以降、県内29市町議会のうち、二つの市町を除く27市町議会で議員定数を削減しております。総定数626名であったその2割に当たる116名を既に削減しております。

請願提出者は、こうした自ら身を切る改革を行ってきた市町議会議員であり、私たちは彼らの声に謙虚に耳を傾けるべきだと考えます。

加えて、本県の人口は平成19年をピークに減少してきており、議員定数も削減する必要があると考えます。

先ほど一事不再議のお話がありましたけれども、前回3月22日に議決したのは定数を増やすという話でありまして、今回請願が求めているのは定数を削減するということでありまして、これは同じ議案ではないということは明々白々でありまして、ぜひそのあたりはしっかりと勉強していただきたいと思うところであります。

今回の請願にある厳しい指摘を真摯に受けとめ、今一度、三重県議会として襟を正し、県民の信頼を回復するためにも請願の趣旨にあるように来春の統一地方選挙までに定数削減を見据えた検討を行うべきと強く考え、この請願の採択に賛成をするものであります。議員各位の皆様の賢明な御判断をよろしくお願いいたします。終わります。（拍手）

○議長（前田剛志） 5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 日本共産党の岡野恵美です。私は、日本共産党を代表して、請願第47号次期改選までの削減を見据えた議員定数の見直しに係る検討を求めることについて、委員長報告は採択であります。私たちは不採択にすべきものと考え反対の討論を行います。

私たちは、国民や住民の代表である議員は、多ければ多いほうがよいとは思いませんが、直接民主制をとらず住民代表を選ぶ間接民主制である以上、できる限り多様な意見が反映できる人数が必要だと思えます。

また、選挙区については、一票の格差を最小限にして公平にすることが必要だと思えます。

ところで、三重県は平成の大合併で、69市町村から今や29市町と自治体数が半分以下になり、その地方議員の数は2003年（平成15年）11月30日時点の1122人から2014年（平成26年）4月1日時点の536人へと、半分以下の48%になってしまいました。

三重県議会も2003年の県議会議員選挙から55人の議員定数が51人へと、四日市市、津市、松阪市・飯南郡、鈴鹿市の4選挙区において1名づつ、計4人削減されております。これらのことにより既に民意が届きにくくなってしまっております。

請願者は、次期改選までの削減を見据えた議員定数の見直しを求めておられますが、私たちは削減により民意がさらに反映できにくくなるわけであり、到底認めることはできません。

6月11日に、尾鷲市の方から電子メールで、県南部からこれ以上議員の数を減らされたら、県南部に住んでいる私たちの声をどのように届けたらよいのですかとこの定数削減に疑問の声が寄せられています。

また、6月19日の県民の意見では、南北格差がある中、数の論理で南部だけ定数が1人になってしまう案には反対ですとの御意見が寄せられているところです。

請願者は、請願書提出の理由を大きく3点上げておられます。

第1点は、2014年に45議席を決めたのに、一度も実行されずに51議席に戻したこと。第2点は三重県財政の厳しさ。第3点は一票の格差であります。私たちは、45議席を決めた論議には加わっていませんが、当時の議事録を読ませていただいて、論議が尽くされていなかったと思っております。それだけに今期の特別委員会で論議を重ねたことは意義があったと思っております。

しかし、特別委員会で採決にまで至らず、2月定例会会議で、南部地域の議員から出された提案、すなわち51議席に戻した上で、改選後の議会において、さらに深い論議を行うということは、もっともなことだと思っております。

す。

そのためにも第三者委員会を設置して、その意見を参考にすることも当然必要なことではないでしょうか。

請願者は、殊さら県財政の厳しさと議員を6人増やすことによる財政負担を強調しておられますが、議会にお金を使うことは民主主義を発展させるための対価として当然必要な経費であると思います。むしろ、県議会議員としてなすべきことは、もっと根本的な三重県財政の無駄遣いをチェックすることだと思います。

また、南北格差などの三重県独自の問題点の解決も図っていかなければなりません。そのためにも、議会制民主主義の原則に立って、公平、公正な議会にしていくことこそ、議員の果たすべき役割ではないかと思います。

そう考えるならば、初めから削減ありきで進められてきた平成における議員定数の削減は大いに問題があったと申し上げて、反対討論といたします。

(拍手)

○議長（前田剛志） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

請願第47号次期改選までの削減を見据えた議員定数の見直しに係る検討を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田剛志） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

## 意見書案審議

○議長（前田剛志） 日程第3、意見書案第3号ヘルプマーク等の更なる普及の推進を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（前田剛志） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 山内道明議員。

〔21番 山内道明議員登壇・拍手〕

○21番（山内道明） 公明党、四日市市選出の山内道明です。意見書案第3号ヘルプマーク等の更なる普及の推進を求める意見書案につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず初めに、三重県におきましては鈴木知事を中心に関係者の皆さんの御尽力により、本年2月にヘルプカードが導入され、あわせて自身が難病を抱える中、社会復帰を果たされた小崎麻莉絵さんを三重県ヘルプマークアンバサダーとして委嘱をされました。これまでヘルプマークの普及に大きく貢献をしていただいております、この8月10日にはヘルプマークを知っていますか、ヘルプマークでつながるおもいやりの絆と題した小崎さんの講演をメインとするユニバーサルデザインセミナーが、心のバリアフリー事業の一環として開催をされます。

さらには、知事自らも知事が行く突撃取材でヘルプマークを取り上げ、また現在、クラウドファンディングによる寄附金の募集を行うなど、県の積極的なヘルプマークの普及、啓発の取組に対し、高く評価をさせていただいておりますとともに、一昨日には待望のストラップ型のヘルプマークが県内で配布が開始をされ、当事者や関係者の皆様から多くの反響の声をいただいているところであります。この議場でヘルプマークの導入を要望させていただいた者として、心から感謝を申し上げます。

さて、皆様も御承知のとおり、ヘルプマークは使用する当事者のみならず、周囲の方々や地域、社会全体としてその制度が周知されて初めて思いやりの心が生まれ、その心が伝わり、行動としてあらわれる、まさに心のバリアフリーを育む取組です。

国のほうでも安倍首相が普及の重要性に言及し、昨年7月には日本工業規格（JIS規格）として追加され、全国的な普及の流れが広がってきている中、現段階でヘルプマークを導入済み、もしくは導入を予定している都道府県は約30に上りますが、国民全体における認知度はいまだ低い状況にあります。県内各地域、また議場内の複数の議員からも、さらなる普及の推進で認知度をより向上させなければならないとの声をいただいております。

また、自治体をまたぐ公共交通機関におけるヘルプマークの活用など、具体的な課題も浮き彫りになってきております。

よって、本意見書案では国に対し、ヘルプマークのさらなる普及の推進を図るため、次の事項について要望しております。

一つ目は、心のバリアフリーの推進に関する事業など、各自治体が行う取組に対して財政的な支援の充実を図ること。二つ目は関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や理解促進を図ること。そして、三つ目は鉄道事業者など自治体をまたぐような公共交通機関に対し、ヘルプマークのスムーズな活用が図られるよう、自治体間での連携促進につながる国としての指針を示すこととされております。

以上、いずれも今後のさらなるヘルプマークの普及の推進に資するものであることから、意見書案第3号に対し賛成の意を表明するものでございます。皆様からの御賛同をいただけますことを心からお願い申し上げ、討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で、討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

意見書案第3号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 常 任 委 員 長 報 告

- 議長（前田剛志） 日程第4、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、教育警察常任委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。木津直樹教育警察常任委員長。

〔木津直樹教育警察常任委員長登壇〕

- 教育警察常任委員長（木津直樹） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において、特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

学校施設におけるブロック塀等の点検についてであります。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震においては、ブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。

このことを受けて、県当局では、市町等教育委員会や県立学校に対して、学校施設におけるブロック塀等の点検を実施するよう要請されたところでありますが、点検の結果を踏まえ、関係部局と連携しながら、二度とこのような事故が発生しないように必要な安全対策をとられるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（前田剛志） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

## 特 別 委 員 長 報 告

- 議長（前田剛志） 日程第5、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議

題といたします。

本件に関し、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会から、調査の経過と結果について、報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。杉本熊野障がい者差別解消条例策定調査特別委員長。

〔杉本熊野障がい者差別解消条例策定調査特別委員長登壇〕

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員長（杉本熊野） 障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

委員会では、まず条例制定の必要性や制定が必要となった際には、その方向性について検討する必要があるとの認識があったことから、関係する法令の研究とともに、現行法制度の課題や障がい者を取り巻く現状等について、県当局、有識者や障がい者団体から聞き取り調査を行いました。

その後、県外調査、県内調査を実施し、類似の条例を制定している他県の状況や課題等について聞き取り調査を行うとともに、県内の事業者、行政機関、関係団体から、県内における障がい者差別の解消に向けた取組や課題等についても聞き取り調査を行いました。

こうした調査の結果、本県においては、障害者差別解消法等に基づいた取組が推進されているものの、依然として差別事案が存在しており、障がい者差別解消に向けた条例を制定し、差別解消に向けた取組を一層推進する必要があるとの結論に至りました。

また、調査の過程において、障がい者が地域において自立し、社会参加することについて不安を抱えている現状も明らかになったことから、条例の方向性としては、障がい者差別の解消のみならず、障がい者の自立や社会参加の支援なども含めた、共生社会の実現を目指すものとするものといたしました。

条例案の策定に当たっては、条例に基づく施策が実効性のあるものとなるよう、県当局から意見聴取を行うとともに、当事者や県民の皆様の意見を条例に十分反映するため、障がい者団体からの意見聴取やパブリックコメント

を実施しました。

本委員会は、このような慎重な検討経過を経て、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案を取りまとめ、去る11日に議長に提出いたしました。この条例案につきましては、本日、議提議案第6号として御審議いただくこととなっているところであります。

本委員会は、この条例案によって、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現されるものと確信しております。議員の皆様には、この条例案の趣旨を御理解いただき、何とぞ御賛同いただけますよう、心からお願いを申し上げます。委員長報告とさせていただきます。

○議長（前田剛志） 以上で特別委員長の報告を終わります。

## 議 提 議 案 審 議

○議長（前田剛志） 日程第6、議提議案第6号障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前田剛志） 提出者の説明を求めます。杉本熊野障がい者差別解消条例策定調査特別委員長。

〔杉本熊野障がい者差別解消条例策定調査特別委員長登壇〕

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員長（杉本熊野） ただいま議題となりました障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案につきまして、提案説明を申し上げます。

初めに、本条例案の目的について御説明いたします。

本条例案の目的は、全その県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、基本理念等を定めること等により、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

次に、本条例案の内容について、その概要を御説明いたします。

第1章、総則には、本条例案で使用している用語や基本理念等について規定しています。

障がい者については、心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁によって、日常生活または社会生活において相当な制限を受けるものと定義し、日常生活等での制限が機能障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする、障がいの社会モデルの考え方を採用することを明らかにしています。

また、合理的な配慮については、前文や基本理念において、合理的な配慮が障がい者差別を解消し、障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であることを明らかにし、恩恵的に施されるものではないことを明確にしています。

さらに、基本理念として、共生社会の実現に向けた施策を講ずるに当たっては、障がい者や関係者の意見を聞き、その意見を尊重すること、また合理的な配慮を的確に行うためには、対話を通じて障がい者の意思を確認することが重要であることを規定しています。

第2章、障がいを理由とする差別を解消するための措置には、行政機関等と事業者における障がいを理由とする差別の禁止等について定めるとともに、県において、差別的取り扱いや合理的な配慮の事例を具体化することや、事業者に対して合理的な配慮を的確に行うための支援を実施すること等を規定しています。

第3章、障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備には、相談体制と紛争の解決を図るための体制の整備について規定しています。

相談体制については、障がい者やその家族、事業者等が、条例に規定する差別事案について相談するため、県の担当部局での対応の位置づけを図るとともに、県に相談員を置くこととしています。

また、紛争の解決を図るための体制については、県への相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、障がい者やその家族、事業

者等は、知事に助言・あっせんの申し立てをすることができることとしています。

第4章、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策には、障害者基本法等を踏まえ、障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援や教育、就労の支援に係る情報の共有等、災害時等における支援などに関する施策について定めています。

第5章、共生社会の実現に向けた施策の推進には、障害者基本法に基づき策定される障害者計画に、共生社会の実現に向けた施策を定めることを規定し、障害者基本法などに基づく施策との一体的な運用を図ることとしています。

また、障害者差別解消法に基づく、三重県障がい者差別解消支援協議会の設置を義務化する規定を設け、同協議会において、同法が想定している業務に加えて、本条例案に基づく差別事案に係る相談や助言・あっせんの処理状況について、障がい者や関係者、県民の参加のもとに、定期的に検証を行い、その結果を周知することで、障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進することとしています。

本条例案の施行については、県民や事業者等への周知期間等を考慮して、平成30年10月1日からとしておりますが、本条例案の施行に向けた準備に関する規定等は公布の日から、相談員の設置や紛争解決を図る体制の整備に関する規定等は平成31年4月1日から施行することとしています。

以上が本条例案の提案説明であります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で、提案者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、本件は質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

- 議長（前田剛志） これより採決に入ります。  
議提議案第6号を起立により採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕
- 議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 特 別 委 員 会 の 廃 止

- 議長（前田剛志） 日程第7、特別委員会廃止の件を議題といたします。  
お諮りいたします。障がい者差別解消条例策定調査特別委員会は、その調査を終了いたしましたので廃止いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会は、廃止することに決定いたしました。

## 議 案 審 議

- 議長（前田剛志） 日程第8、議案第131号から議案第133号までを一括して議題といたします。  
提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。  
〔鈴木英敬知事登壇〕
- 知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第131号から第133号について御説明をいたします。  
これら議案はいずれも人事関係議案であり、公安委員会委員、人事委員会委員及び収用委員会委員の選任について、議会の同意を得ようとするものです。  
以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で、提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

議案第131号から議案第133号までを一括して起立により採決いたします。

本案にいずれも同意することに賛成の方は起立願います

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

## 検 討 会 の 設 置

○議長（前田剛志） 日程第9、検討会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。三重県議会基本条例第14条第1項の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会を設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の一覧表のとおり、大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会を設置することに決定いたしました。

## 検 討 会 設 置 一 覧 表

- |   |
|---|
| 1 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会                        |
| (1) 設置目的<br>大規模な災害等緊急事態への県議会の対応について、調査及び<br>検討を行うため |
| (2) 定 数 10人以内                                       |
| (3) 構成議員 議長が指名する者                                   |
| (4) 設置期間 当該調査及び検討の終了まで                              |

---

### 議 員 派 遣 の 件

○議長（前田剛志） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件はお手元に配付の一覧表のとおり、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

---

## 議員派遣一覧表

### 1 第12回紀伊半島三県議会交流会議

#### (1) 派遣目的

紀伊半島地域に係る諸課題について意見交換を行うために開催する「第12回紀伊半島三県議会交流会議」に東紀州選出議員4名及び「新政みえ」、「自由民主党県議団」、「日本共産党」の各会派1名が出席する。

#### (2) 派遣場所 三重県熊野市

#### (3) 派遣期間 平成30年7月30日 1日間

#### (4) 派遣議員

廣 耕太郎 議員	山本 里香 議員
藤根 正典 議員	大久保孝栄 議員
東 豊 議員	津村 衛 議員
中嶋 年規 議員	

### 2 新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会大会

#### (1) 派遣目的

新名神高速道路の三重県・滋賀県区間の建設を促進し、早期完成を図ることを目的とし、三重県・滋賀県及び関係市町、関係市町議会、関係団体が組織する「新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会」が、三重県鈴鹿市において大会を開催するため、参加するものである。

#### (2) 派遣場所 三重県鈴鹿市

#### (3) 派遣期間 平成30年8月5日 1日間

#### (4) 派遣議員

倉本 崇弘 議員	山内 道明 議員
津村 衛 議員	杉本 熊野 議員
藤田 宜三 議員	小林 正人 議員
日沖 正信 議員	水谷 隆 議員
山本 勝 議員	

○議長（前田剛志） これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（前田剛志） お諮りいたします。明30日から9月13日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明30日から9月13日までは休会とすることに決定いたしました。

9月14日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時48分散会